

条	改定前	条	改定後
	【カードローンの取扱いに関する規約】_カードローン規約		【カードローンの取扱いに関する規約】_カードローン規約
第 15 条	<p>(過剰入金・相殺処理の取扱)</p> <p>(1) 会員が残債務額を超える入金をした場合、かかる入金により生じた超過資金には銀行は利息を付さず、その返却方法および返却場所は、会員の指定する会員名義の <u>指定金融機関</u> への振込その他銀行所定の手続によるものとします。</p> <p>(2) 会員が、銀行に対し金銭債権を有する場合(当該金銭債権が本契約に基づき発生したか否かを問いません。)、会員は、本契約に基づく債務をもって当該金銭債権と対当額で相殺することはできません。</p> <p>(3) 会員が銀行に対して支払期にある債務を負担している場合、銀行は、その債務と会員の預金債権その他の銀行に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、事前の通知および手続をすることなく、いつでも相殺することができるものとします。</p>	第 15 条	<p>(過剰入金・相殺処理の取扱)</p> <p>(1) 会員が残債務額を超える入金をした場合、かかる入金により生じた超過資金には銀行は利息を付さず、その返却方法および返却場所は、<u>本カードローン規約第1条(2)に定める会員名義の銀行口座、第5条②の会員の指定する会員名義の預金口座または会員の別途指定する会員名義の銀行口座</u> への振込その他銀行所定の手続によるものとします。</p> <p><u>なお、銀行は、当該超過資金が生じている状態で会員が指定の ATM または CD から借入れをしたとき、当該超過資金と当該借入金を事前の通知および手続をすることなく、いつでも相殺することができるものとします。</u></p> <p>(2) 会員が、銀行に対し金銭債権を有する場合(当該金銭債権が本契約に基づき発生したか否かを問いません。)、会員は、本契約に基づく債務をもって当該金銭債権と対当額で相殺することはできません。</p> <p>(3) <u>第1項に定める場合のほか</u>、会員が銀行に対して支払期にある債務を負担している場合、銀行は、その債務と会員の預金債権その他の銀行に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、事前の通知および手続をすることなく、いつでも相殺することができるものとします。</p>
-	2023年 1月 4日改定	-	2024年 9月 26日改定
-	登録 No.11297 <u>23.01</u>	-	登録 No.11297 <u>24.09</u>